

堺感対第 5407 号
令和 6 年 2 月 19 日

新型コロナワクチン接種実施医療機関 様

堺市保健所長
(公印省略)

新型コロナワクチンの特例臨時接種の終了に伴う対応等について

平素は、本市保健衛生行政の各般にわたり、格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて令和 5 年 12 月 5 日付け堺感対第 4318 号において、新型コロナワクチンの特例臨時接種を令和 5 年度末で終了するとともに、令和 6 年度以降は新型コロナワクチン接種を B 類疾病の定期接種として実施する旨をお知らせしたところです。その後国から示された方針を踏まえ、特例臨時接種の終了に伴う取り扱い等について、現時点での情報をお知らせいたします。

つきましては、内容をご確認いただきますとともに、円滑な特例臨時接種の完了及び定期接種への移行に向けて、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 特例臨時接種の終了に伴う取り扱いについて

(1) 残余分のワクチンの廃棄について

現在配分している新型コロナワクチンは、国に所有権が帰属しています。このため、令和 6 年 3 月 31 日までは当該ワクチンを使用できますが、特例臨時接種終了後の 4 月 1 日以降は、接種に使用することができません。余ったワクチンや配送に使用していた保冷 BOX・保冷剤は、各医療機関において廃棄していただく予定です。なお、ワクチンとともに配送した針・シリンジは、各医療機関において活用していただいても差し支えありません。詳細については、国からの事務連絡が発出され次第、追ってご連絡します。

4 月 1 日以降の接種に使用するワクチンについては、2 (3) をご参照ください。

(2) 予診票の早期提出について

新型コロナワクチンの特例臨時接種にかかる費用のお支払いは、ワクチン接種後に各医療機関から本市にご提出いただく予診票をもとに行っています。このため、本市等における事務処理のスケジュール上、令和 6 年 4 月 10 日まで (必着) にご提出いただければ、接種費用のお支払いができなくなります。当該事務処理を迅速に進めるためにも、新型コロナワクチンの接種後はできる限り速やかに予診票をご提出いただきますようお願いいたします。

(3) 特例臨時接種の期間中に初回接種を完了できない場合の取り扱いについて

初回接種については、特例臨時接種の期間中に 2 回 (ファイザー社の 6 か月～4 歳は 3 回) の接種を完了できない場合であっても接種をしていただくことは可能ですが、その場合、期間中に完了できなかった残りの接種は任意接種 (全額自己負担) となりますので、予め被接種者に了承を取っていただくようお願いいたします。なお、特例臨時接種の期間中に初回接種を完了するためには、

下表の日程までに接種する必要があります。

	6 か月～4 歳 (モデルナは～5 歳)	5～11 歳 (モデルナは 6 歳～)	12 歳以上
ファイザー社	1 回目：1 月 14 日まで 2 回目：2 月 4 日まで	1 回目：3 月 10 日まで	
モデルナ社	1 回目：3 月 3 日まで		

(4) その他 (V-SYS 等の終了について)

特例臨時接種の終了に伴い、V-SYS 及びコロナワクチンナビは令和 6 年 3 月 31 日 17 時をもって全ての機能を終了します。

2 令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種について

(1) 定期接種にかかる現時点での国の方針について

定期接種の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の者 ・ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者 ※定期接種の対象者以外であっても、任意接種として接種の機会を得ることは可能
接種間隔・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度一回筋肉内に注射する。
長期療養特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のインフルエンザと同様、特例の適用除外とする。 【長期療養特例】 長期にわたり療養を必要とする疾病等のため、接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者について、当該対象年齢を超えて接種を受けることができる特例
定期接種対象者から除かれる者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行規定のとおりとする。 【定期接種対象者から除かれる者】 (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
副反応疑い報告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施している特例臨時接種と同様の副反応疑い報告基準を定める。
定期接種化の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年 4 月に、新型コロナウイルス感染症を B 類疾病に位置づける。 ※定期接種の開始は、令和 6 年の秋とする。
他のワクチンとの接種間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注射生ワクチン以外のワクチンと同様の取扱い（接種間隔の定めはなく、同時接種は医師が特に必要と認めた場合に行うことができる）こととする。
用いるワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋冬の接種に向け、用いるワクチンに含むウイルス株の選択については、インフルエンザワクチンに関する研究 開発・流通部会の議論も踏まえ、最新の WHO の推奨株を用いることを基本とする。 ・ 選択肢の確保の観点から、様々なモダリティのワクチンについても、開発状況に応じて用いる。

(2) 定期接種実施にかかる契約や費用等について

① 定期接種実施にかかる契約について

新型コロナワクチンの特例臨時接種の実施にあたっては、堺市医師会又は本市への委任状の提出をもって、全国知事会と日本医師会での集合契約に参加いただきましたが、当該集合契約は令和6年3月31日をもって終了となります。定期接種実施に係る契約については、別途、接種実施医療機関と本市との間で契約を締結する予定です。詳細については改めてお知らせします。

② 定期接種実施にかかる費用について

今後国から示される情報等を踏まえ、貴会と協議のうえ定める予定です。

(3) 新型コロナワクチンの一般流通について

令和6年4月1日以降の接種（定期接種、任意接種ともに）に使用する新型コロナワクチンは、他のワクチンと同様に市場に流通する見込みです。なお、ファイザー社よりコミナティ RTU 筋注（12歳以上用）の一般流通の案内がありましたので、参考までにお知らせします（別紙1参照）。

(4) 健康被害救済制度について

特例臨時接種の終了及び定期接種及び任意接種の実施に伴い、令和6年4月以降、新型コロナワクチン接種にかかる救済制度の取扱いについては、「接種日」や「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なります（別紙2参照）。詳細については改めてお知らせします。

3 その他

以下の URL に、本通知（別紙含む）等、医療機関向けの情報を掲載しておりますので、適宜ご覧ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/kansensho/corona/wakuchin/iryokikan.html>

お問い合わせ先

堺市健康福祉局保健所感染症対策課

新型コロナウイルスワクチン接種推進担当

TEL : 072-340-2816 FAX : 072-340-3147